

福島県鏡石町

かがみいしまち



移住支援金



ホームページは
こちら



東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から就職等を伴い移住した方に支援金を支給する制度です。

少しでも気になった方はお気軽にご連絡ください。

※詳しくは裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】

鏡石町企画財政課企画調整グループ

電話:0248-62-2117

メール:kikakuzaisei

@town.kagamiishi.lg.jp

《要件チェックシート》

【移住元での要件】

直近10年間のうち①～③を合わせた期間が5年以上であること。

※移住直前の1年間は連続していること

- ①東京23区に居住していた期間
- ②東京圏に居住し、東京23区内の企業等に勤務していた期間
- ③東京圏に居住し、東京23区内の大学等に通学した後、23区内の企業等に就職した場合の通算期間

※東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

No



【移住先での要件】

下記①～⑤のいずれかに該当している。

【就業に関する要件】

①Fターン就業の場合

- ・福島県が運営する「Fターン」サイトから支援金対象求人に応募し採用されること
- ・週20時間以上の新規の無期雇用契約であり、5年以上勤務する意思があること
- ・3親等以内の親族が経営を担う職に就いてない企業であること

②専門人材の場合

- ・福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業等により就業すること
- ・週20時間以上の新規の無期雇用契約であり、5年以上勤務する意思があること
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職前提でないこと

③テレワークの場合

- ・自分の意思による移住であり、移住先を生活の本拠地とすること
- ・移住元での業務を移住先においても引き続き行うこと
- ・所属先起業から移住者へ地方創生テレワーク交付金を活用した資金提供がないこと

④関係人口の場合

関係人口の範囲のいずれかの条件を満たし、かつ就業要件のいずれかを満たしていること

《関係人口の範囲》

- ・県または鏡石町、町関係団体が主催または参加した移住関連イベントに参加した者
- ・鏡石町が運営する会員制の団体に登録している者
- ・鏡石町内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
- ・多拠点で生活しており、鏡石町を拠点の1つとしている者

《就業要件》

- ・県内企業に週20時間以上の新規無期雇用契約であり、5年以上継続して勤務する意思を有していること
- ・県内に新規に起業し、開業の届出をしていること
- ・県内で就農していること

⑤県が実施している起業支援事業に係る移住支援金の交付決定を受けていること

No



補助金の該当になる可能性があります

転入する前に必ず
ご連絡ください。



※申込みには鏡石町に5年以上継続して居住する意思があることが前提となっています。
5年経たずに転出した場合には補助金の返還を求める可能性があります。